

平成16年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等

人件費に関する事務の執行について

(環境局, 行財政局)

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>・ 特殊勤務手当について</p> <p>環境局の特殊勤務手当について, 灘事業所の対象者 67 名全員と東部車庫の対象者 67 名中 3 名を抽出し, 平成 16 年 7 月分と 12 月分の支給手続, 支給額を検証した結果, 下記を除き適正に特殊勤務手当の計算が行われていた。</p> <p>(イ) 報告書への記入洩れ又は出勤簿への押印洩れ 環境局従業員特別手当関連 1 件 年末年始出務者特別手当関連 1 件</p> <p>(ロ) 超勤・諸手当集計簿への入力誤りによる過払金発生 (要返還請求) 環境局従業員特別手当関連 2 件 (トータル金額 6,800 円)</p> <p>件数も少なく金額も少額であるが, 全庁ベースでは相当件数のミスが推定される。今後, 事務手続処理に十分注意されたい。</p> <p>(環境局)</p>	<p>(1) 当該事例について</p> <p>(イ) 当該書類の記入洩れ指摘部分の修正を行った。</p> <p>(ロ) 過払金について戻入手続きを行った。 (平成 17 年 3 月末までに戻入された(2 件トータル 6,800 円))</p> <p>(2) 再発防止について 今後同様の事例が起こらないよう各所属長に対し、適正な事務を行うよう周知徹底した。 (文書および会議での通知)</p>	<p>措置済</p>
<p>・ 退職手当について</p> <p>3. 退職手当支給の検証</p> <p>平成 15 年度に市長部局所管の退職手当支給者 601 名のうち 50 名を抽出し, 「退職手当条例」及び同施行規則に則り支給されているかにつき検証した結果, 下記を除き適切に支給されていた。</p> <p>(イ) 退職時特別昇給は本来「勤務成績が特に良好な職員」のみのはずであるが, 50 名のうち, 定年退職者 25 名全員が昇給していた。また, 退職手当支給調書の勤務成績欄の記載内容が, 「特に良好」と「良好」の 2 種類しかなかった。退職時特別昇給の運用方針も, 定年退職者は, 原則として退職時特別昇給を行っているとのことであり, 本来の趣旨から見て, 運用の甘さがある。</p> <p>(ロ) 勲奨退職者 3 名に対しても, 定年に準ずる理由により退職するものとし, 特別昇給が行われていた。</p>	<p>指摘のあった定年退職者等に対する退職時特別昇給制度については平成 16 年 10 月 1 日付で廃止した。</p>	<p>措置済</p>

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>つまり、55 歳以上で月末に退職した場合、原則として勸奨退職扱いとし、かつ勤務成績は「特に良好」としているとのことで、上記と同様に運用の甘さがある。</p> <p style="text-align: right;">（行財政局）</p>		